

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

(2) 4つの基本目標

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

内閣官房の調査によれば、東京圏在住者の約4割が「移住する予定」又は「今後検討したい」としている一方、移住に対する不安・懸念の第一は地方の雇用であるという調査結果がある。今後、地方で生み出す毎年10万人分の雇用を、こうした潜在的希望者による地方への移住・定着に結び付けるべく、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する。

具体的には、地方に生み出す年間10万人分の雇用創出力を活用しつつ、現在、年間47万人の地方から東京圏への転入者を年間6万人減少させ、年間37万人の東京圏から地方への転出者を年間4万人増加させる。こうした、東京圏から地方への新たな「ひと」の流れづくりにより、東京圏からの転出者と、東京圏への転入者を均衡させ、東京一極集中の流れを止めることを目指す。

- 東京圏から地方への転出 4万人増加（2020年時点、2013年比）
- 地方から東京圏への転入 6万人減少（2020年時点、2013年比）
- 上記により、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡

2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

【施策の概要】

東京都在住者の約4割、特に10代・20代男女の47%、50代男性の51%が地方への移住を検討したいと回答している。また、60代男女は、「退職」などをきっかけとして2地域居住を考える人が33%に上る。移住する上での不安・懸念としては、雇用・就労、生活の利便性のほか、移住に係る情報の提供が不十分であることも指摘されている。

地方移住についてのワンストップ相談など支援施策を体系的・一体的に推進していくことが重要である。また、都市と農山漁村交流の推進、「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進、住替え支援策の検討が必要である。また、退職期を控えて移住を検討する場合には、「お試し居住」等により地域のコミュニティとの交流機会を持つなどの対応を検討することも必要である。

さらに、都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体（「日本版 CCRC」³²）について検討を進める。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 年間移住あっせん件数 11,000 件
- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増（2014年 23%の市町村で実施）
- 都市と農山漁村の交流人口 1,300 万人（2013年度 925 万人）

【主な施策】

◎ (2)-(ア)-① 地方移住希望者への支援体制

生活面の情報のみならず、求人情報も含めた地方移住に必要となる情報の一元的な情報提供システム（キーワード等一括して移住関連情報を検索する、いわば「全国移住ナビ」ともいうべきシステム）を整備するため、2014年度中に関連情報の一元的な収集・提供体制を構築し、2015年度より当該システムを本格稼働させ、2016年度以降、随時情報コンテンツの充実を図っていく。

併せて、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口となり、全国各道府県に仲介する役割を果たす「全国移住促進センター（仮称）」を今年度内に開設し、2015年度には本格稼働させる。また、地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提供や相談支援について、2015年度

³² 米国では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体（Continuing Care Retirement Community）が約2,000か所存在している。

より地方財政措置を創設する。2016年度以降はセンターの活動と各道府県が行う移住の相談支援事業との連携の拡大を図るとともに、受入れ側となる地方に対する支援を講ずることで、2020年までに同センターから地方の受入れ組織や民間組織へつなげるあっせん件数を11,000件とするを旨とする。

◎ (2)-(ア)-② 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格支援、住み替え支援)

2015年度に「地方居住推進国民会議」を設置し、地方居住推進運動を展開する。地方移住を促進するため、地方との交流の促進、「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進や住み替え支援を行う。

地方との交流の促進のため、都市と農山漁村の交流活動を農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一過性の取組とせず、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するよう、観光・教育・福祉・農業各分野における連携プロジェクト等を推進し、滞在期間の長期化、来訪の定期化を図り、都市と農山漁村の交流人口を2013年の925万人から2020年に1,300万人にする。

「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進については、支障となっている費用負担の軽減を図るため、個人所有の空き家や公的賃貸住宅の活用、LCC³³の参入促進などの取組を推進する。併せて、住み替え促進のため、中古住宅市場の流通促進等の市場環境整備に取り組む。さらに、地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について2015年度より地方財政措置を創設する。

また、一元的な地方居住に関する情報の提供を行うなど、総合的に地方居住を推進していく。これらの取組により、2020年までに「お試し居住」の推進等に取り組む市町村の数を倍増する。

このほか、休暇取得を促進する運動や、地方への新しい人の流れをつくるサテライトオフィス³⁴・テレワーク³⁵等の遠隔勤務(以下「ふるさとテレワーク」という。)の促進により、就労者が仕事をしながらも十分な滞在時間を確保し場所にとらわれない就業ができる環境づくりを図る。

◎ (2)-(ア)-③ 「日本版 CCRC」の検討

東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、また、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示していることに鑑み、健康時から地方に移住し、安心して老後を過ごすための「日本版 CCRC」の導入に向け、2014年度

³³ Low Cost Carrier (ローコストキャリア)の略。低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する航空会社のこと。

³⁴ 企業等が、本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスのこと。

³⁵ 情報通信技術を活用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

中に有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置し、2015年度中に事業実施主体、サービス内容、居住者によるコミュニティの形成等について課題及び論点を整理する。同年度中に結論を得た上で、成果目標を設定し、2016年度以降、モデル事業を実施し、その実施状況を踏まえ所要の措置を講じつつ、全国展開する。

◎ (2)-(ア)-④ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同募集説明会・マッチング会の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進などを合同で行うなど、一体的な運用を実施する。

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

【施策の概要】

人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要であるが、企業の本社等の東京23区への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどである。地方の企業による優秀な人材の確保や定着を促進するため、特に、東京23区からの本社機能の一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用枠拡大に向け、官民挙げての取組を推進する必要がある。また、地方においては若い女性の雇用のミスマッチが生じていること、それが地域からの若い女性の転出につながっているという指摘も踏まえ、地方における女性の採用を進める企業を支援する必要がある。加えて、農村地域への農業関連産業等の導入促進により、地方における就業機会を拡大する必要がある。

さらに、東京に居住せず地方に住みながら仕事ができるような環境が整備されれば、若者や女性を含め一層多くの人々が地方において産業・社会の担い手として能力を発揮することができる。

また、政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関について、地方からの提案を受け形で地方への移転を進めることが、地方への新しいひとの流れをつくることに資すると考えられる。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加
- 地方拠点における雇用者数を4万人増加

【主な施策】

◎ (2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

地域再生法(平成17年法律第24号)の改正法案を次期通常国会に提出し、地方公共団体が作成する地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を新たに位置付けるとともに、事務所、研修施設等の本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置(税制措置等)を講じる。こうした取組を効率的に進めるため、経済団体にも働きかけを行っていく。

また、多様な正社員の普及・拡大(「キャリアアップ助成金」の活用等)による更なる正社員化を実現し、2020年までに、若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)割合について、全ての世代と同水準を目指す(2013年は、15~34歳の割合92.2%、全ての世代の割合93.4%)。

◎ (2)-(イ)-② 政府関係機関の地方移転

政府関係機関(独立行政法人等の関連機関を含む)の中で地方が目指す発展に資する機関について、地方公共団体から移転要望があること等を踏まえ、2014年度内に各府省庁が所管している研究機関・研修所等のリストを作成する。2015年度には、道府県等は関係市町村の意見を踏まえ、国に対し、地方創生に資すると考えられる政府関係機関について、誘致のための条件整備の案を付して機関誘致の提案を行う。まち・ひと・しごと創生本部においてその必要性や効果につき検証した上で移転すべき機関を決定し、2016年度以降その具体化を図っていく。なお、可能なものについては、前倒しで実施する。

◎ (2)-(イ)-③ 遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

都市部に居住せずとも地方に住みながら仕事ができるような環境を整備するため、ICT基盤の整備を進め、関係府省庁で連携し、モデル実証等による好事例の把握やそれを踏まえた事例の周知や支援策の実施等を行う。さらに、地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の実情や企業のニーズを踏まえつつ、モデルケースの検証を行い、ふるさとテレワークを推進する。これらの取組により、2020年までに、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカーを全労働者の10%以上(2013年度4.5%)とし、また、テレワーク導入企業数を2012年度比3倍(2012年度11.5%)に拡大する。

(ウ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことが挙げられる。このことを踏まえ、地方

大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進する必要がある。

また、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する。さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。

人材育成の観点から、大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根ざしたグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 地方における自県大学進学者の割合を平均で36%まで高める（2013年度全国平均32.9%）
- 地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%まで高める（2012年度全国平均71.9%）
- 地域企業等との共同研究件数を7,800件まで高める（2013年度5,762件）
- 各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する
- 大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を50%まで高める（2013年度39.6%）
- 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

【主な施策】

◎ (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

① 知の拠点としての地方大学強化プラン（地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進）

地域社会経済の活性化や地域医療に大きく貢献する大学等の教育研究環境の充実を図る。また、地元の地方公共団体や企業と連携し、地域課題の解決に積極的に取り組む大学を評価し、その取組を推進する。さらに、地域活性化の中核となる国立大学においては、第3期中期目標期間（2016年度～2021年度）の評価に地域貢献の視点を探り入れるなど、大学の地域貢献に対する評価と資源配分が連動するようしていく。また、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進する。これらを通じ

て、2020年には地域の企業等との共同研究を7,800件（2013年度5,762件）とするとともに、共同研究による特許出願数を大幅に増加させる。さらに、各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する。

② **地元学生定着促進プラン（地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進）**

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着の取組や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組への支援策等を講ずるとともに、都市部の大学生等が地方の魅力を実体験できる取組を推進する。さらに、大都市圏、なakanずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なakanずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。これらにより、2020年までに地方における自県大学進学者の割合を平均36%（2013年度全国平均32.9%）、地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%（2012年度全国平均71.9%）まで引き上げる。

また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めることにより、全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や、地域に誇りを持つ教育を推進する。

③ **地域人材育成プラン（大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成）**

地域の企業や地域社会の求める人材ニーズの多様化に対応し、地元の地方公共団体や企業等と連携して、地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学の取組を推進することにより、2020年までに大学における地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を50%（2013年度39.6%）まで高める。また、地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進する。

さらに、地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

併せて、大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成や外国人留学生の受入れを推進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学生交流の促進のほか、グローバル化に対応した教育を行うとともに、国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム（国際バカロレア³⁶）の普及拡大を図り、2020年までに国際バカロレア認定校等を2014年の33校（候補校を含む。）から200校以上に増やす。

³⁶ グローバル化に対応した素養・能力の育成を重視した国際的な教育プログラム。学校段階等に応じ4種類あるプログラムの中で、高校レベルのディプロマプログラムは国際的に通用する大学入学資格を取得可能であり、世界の主要大学の入学審査等で広く活用されている。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

(2)-(ア)-① 地方移住希望者への支援体制

●現在の課題

- 東京都在住者の約4割（うち関東圏以外出身者の約5割）が地方への移住を検討又は今後検討したいと考えており、特に若年層や50代男性の移住に対する意識が高いとの結果が出ている。
- 地方移住関連情報は、主として市町村がインターネットで提供しているが、精粗まちまちであり、体系的な情報提供体制が整備されておらず、キーワード検索ができない状況である。
- 特定非営利活動法人や一部の都道府県がそれぞれ相談支援を行っているが、各都道府県の連携やしごとの相談との連携が希薄であり、一括した情報の提供や場所の認知がなされていないなど、移住を考える者の相談に一元的に対応できる体制が未整備である。

●必要な対応

- 住まい、教育、医療などの生活面の情報だけでなく、農林漁業、企業等求人情報も加え、移住に必要な情報の一元的な提供システムを整備する。
- 全国の地方受入組織と連携した移住関連情報の提供・相談支援を一元的に行う「全国移住促進センター（仮称）」を整備する。
- 地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提供や相談支援について、地方財政措置を創設する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○移住に必要な情報の一元的な収集・提供体制の構築 ○移住についてワンストップ相談ができる「全国移住促進センター（仮称）」の開設 ○受入側となる地方の体制整備、連携の促進 ○移住促進に対する政府の取組を国民に広く周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○一元的な情報提供システムの本格稼働 ○「全国移住促進センター（仮称）」の本格稼働 ○受入側となる地方の体制整備、連携の促進 ○地方公共団体に対する地方財政措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報コンテンツの順次充実 ○「全国移住促進センター（仮称）」の活動と各都道府県が行う移住の相談支援事業との連携拡大
2020年KPI（成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○地方移住施策全体の推進を通じて2020年に東京圏からの転出4万人増加（2013年比） ○2020年に「全国移住促進センター（仮称）」のあっせん件数11,000件 		

(2)-(ア)-②-a. 地方居住の本格推進（都市農村交流）

●現在の課題

○都市農村交流人口は一定程度増加してきているが、その一方、農村地域の人口減少や高齢化が進展する中、都市と農山漁村の交流活動を一過性の取組に終わらせるのではなく、農村地域の活性化、さらには、農村地域への移住・定住につながる多様な交流の推進が課題となっている。

●必要な対応

- 農林漁家民宿、観光農園、農家レストラン、福祉農園等の地域資源を活用した取組など、観光、教育、福祉等と農業の連携の更なる促進の下、農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するような、多様な都市と農山漁村の交流を推進し、滞在期間の長期化、来訪の定期化を図る。
- 市町村において、子ども滞在型農山漁村体験教育が飛躍的に拡充されるよう、国として必要な施策を推進する。
- 都市と農山漁村の交流に関する情報提供を充実させる。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容		○観光、教育、福祉、農業等各分野における連携プロジェクト等の推進	○質量両面での都市と農山漁村の交流事業の充実
2020年KPI （成果目標）	○都市と農山漁村の交流人口を2020年には1,300万人（2013年度925万人）		

(2)-(ア)-②-b. 地方居住の本格推進（「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格支援、住み替え支援）

●現在の課題

- 地方から東京圏への人口流入は続いており、特に若い世代が東京圏に流入している。
- 「二地域居住」の推進に当たっては、宿泊施設等の滞在費が高い、移動のための交通費が高いといった費用負担が大きい面が課題となっている。
- また、我が国では中古住宅の流通が進んでおらず、世帯当たりの住み替え頻度が英米の 1/3～1/4 となっており、住まいが固定化している。
- さらに、休暇がとりにくい、まとまった滞在時間が確保できない、場所にとらわれない就業を可能とする基盤が整っていないなどの働き方に関する課題も見られる。また、「二地域居住」を支援する地方公共団体の取組や住宅、居住先に関する情報の収集も必ずしも容易でない状況にある。

●必要な対応

- 地方居住の推進運動を展開するため、地方居住推進国民会議を設置する。
 - ・地方居住に関心のある団体、地方公共団体、有識者等により構成する。
 - ・地方での生活やライフスタイルのすばらしさの価値観の共有化、あらゆる世代の UIJ ターン、「二地域居住」における就労等についての気運の醸成を図る。
- 「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進
移住に向けた「お試し居住」や複数地域に生活・就労の拠点を有する「二地域居住」を推進する。
このため、コストの低減策として、
 - ・空き家となっている個人住宅を含む中古住宅の活用、公的賃貸住宅を活用した「お試し居住」用住宅を提供する地方公共団体の取組への支援（公営住宅の目的外使用による活用等）により、住み替えしやすい環境を整備する。
 - ・移動費の低減につながる取組として LCC の参入促進、「二地域居住」に資する企画乗車券等の開発を民間に促すことを推進する。このほか、
 - ・休暇取得を促進する運動を推進する（(1)-(ウ)-③-a. 「広域観光周遊ルート」の形成・発信を参照）。
 - ・就労者が、仕事をしながらも十分な滞在時間を確保し、場所にとらわれない就業ができるよう、サテライトオフィス・テレワーク等の遠隔勤務（以下「ふるさとテレワーク」という。）を推進する（「(2)-(イ)-③遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワークの促進）」を参照）。

・「二地域居住」の推進に関して一元的に情報を提供する。

○地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について、地方財政措置を創設する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○地方居住推進国民会議の設置 ○中古住宅流通を促進する取組の推進 ○LCC の参入促進を図る取組の推進 ○地方公共団体に対する地方財政措置 	○目標に向けて着実に実施
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年に「お試し居住」推進等に取り組む市町村の数を倍増（現在約 23% の市町村で実施）		

(2)-(ア)-③ 「日本版 CCRC」の検討

●現在の課題

- 東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示している。
- アクティブ・シニアが、退職後に地方に移住し、健康時から終末期まで、継続ケアを受けながら、安心して老後を過ごせる体制が十分ではない。その際、地域において、生きがいを持てるような「学び」の機会や地域活動への参画機会の確保も十分ではない。
- 住まい、学習活動、社会参加や健康支援、医療・介護サービス等の高齢者向けのサービスが、居住者の意向に即して一元的又は連携して提供される取組が行われておらず、また、居住者コミュニティの形成や多世代交流といった観点からの地域づくり、まちづくりを行う取組が行われていない。

●必要な対応

- 有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置し、2015年度中に事業実施主体、サービス内容、居住者によるコミュニティの形成や地方公共団体の役割等について検討し、課題及び論点を整理し、結論を得る。
- モデル事業を実施する。
- モデル事業の実施状況を踏まえつつ、所要の措置を講じ、全国展開を図る。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○検討会を設置し、課題・論点を整理	○実現に向けた検討会の結論を得る	○検討会の結果を踏まえて、モデル事業を実施 ○モデル事業の実施状況を踏まえて、所要の措置及び全国展開
2020年KPI (成果目標)	○国のKPIは検討会の結論を踏まえ設定		

(2)-(ア)-④ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

●現在の課題

- 「地域おこし協力隊」は、事業主体が市町村であるのに対して、「田舎で働き隊」は、事業主体が集落レベルの民間事業者（農業法人、NP0、自治会等）であるなどの相違があるものの、両者は、有為な人材の地方派遣・定住化という政策手法について共通する事業である。
- 目的、求める人材、財源等に差異はあるものの、条件不利地域・農山漁村の活性化のための外部人材導入の潜在的ニーズは大きく、相互に連携し、効率的、効果的に事業を実施することが重要である。

●必要な対応

- 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同募集説明会・マッチング会の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進などを合同で行うなど、一体的な運用を実施する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○名称を「地域おこし協力隊」に統一し、統一後の制度を周知	○募集情報の統合化、初任者研修や新たにフォローアップ研修を合同で開催するなど、統合拡充の観点から事業を見直し、推進	○統合拡充し、事業を一層推進
2020年KPI (成果目標)	○統合後、2016年に3,000人、2020年に4,000人をめどに拡充 (2013年度 「地域おこし協力隊」978人、「田舎で働き隊」62人)		

(2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

●現在の課題

- 地域での安定した良質な雇用の確保のための1つの重要な方策として、地方における企業拠点の強化・整備や就業機会の拡大が課題となっている。具体的には、企業拠点の都市部からの移転、企業の地方採用の拡大などの促進等が必要である。
- また、今後、将来にわたって生産人口が減少していく中で、地域経済の活力を取り戻すためには、若者や女性が地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を作ることが重要となるが、働き方の改革が不十分であり、地域でも雇用の多様性は乏しい。

●必要な対応

- 地域再生法（平成17年法律第24号）の改正法案を次期通常国会に提出し、地方公共団体の行う企業等の地方拠点強化のための事業環境整備に係る事業を地域再生計画に新たに位置付けるとともに、都道府県知事の承認を受けて、事務所、研修施設等の本社機能の移転、新增設を行う事業者に対する支援措置や農業関連産業等の導入促進を図り、就業機会を拡大するための支援措置を予定している。
- 上記法改正を前提として、企業の地方拠点強化に係る施策の基本的な枠組を整備するとともに、企業等の取組を促進するための措置（税制措置や地方交付税減収補填措置等）を講じる。
- さらに、企業の地方採用枠の拡大については、「キャリアアップ助成金」において、勤務地限定正社員制度を導入する企業等に対する助成措置を創設する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○企業等の取組を促進するために必要な措置（税制措置等）を検討し結論を得る	○必要な制度整備等を実施 ○「キャリアアップ助成金」において、勤務地限定正社員制度を導入する企業等に対する助成措置を創設	○地方拠点の強化を支援 ○多様な正社員の普及・拡大による、更なる正社員化の実現
2020年KPI （成果目標）	○本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加 ○地方拠点における雇用者数を4万人増加 ○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2013年は、15～34歳の割合92.2%、全ての世代の割合93.4%）		

(2)-(イ)-② 政府関係機関の地方移転

●現在の課題

- 1988年6月の多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）の成立を受けて、1989年に政府機関等移転方針が決定した。これは、東京都区内に立地することが適当なものを除く機関について、都区外への移転を進めたものである。移転対象となった71機関のうち69機関が既に移転、又は具体的移転先が決定している。しかし、移転機関のうち、関東外に移転した機関は2機関のみである。
- 政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関について、地方公共団体から要望がある。

●必要な対応

- 「地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する」という基本方針にのっとり、道府県等からの提案を受けて、地方創生に資する機関の移転・地方拠点の設置を図る。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○国から道府県等に対して方針説明、誘致提案の募集開始	○道府県等は関係市町村の意見を踏まえ、国に対し、地方創生に資すると考えられる政府関係機関について、誘致のための条件整備の案を付して、機関誘致の提案を実施し、まち・ひと・しごと創生本部において必要性・効果を検証の上、移転等を決定	○まち・ひと・しごと創生本部において適当と判断された機関の移転等に向けた具体的な取組
2020年KPI （成果目標）	○適当と判断された機関の移転等		

(2)-(イ)-③ 遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワークの促進）

●現在の課題

- 団塊世代等の高齢化の進展に伴う介護ニーズの高まりから、将来的に地方への移住ニーズが高まることが想定される。
- 介護離職による人材流出の防止や地方における優秀な人材の確保といった企業のニーズの高まりが想定される。
- 東京に居住せずとも、地方に住みながら仕事ができるような環境を整備することが必要である。
- これまでのテレワーク推進策にもかかわらず、十分に普及していない。

●必要な対応

- これまでの施策の検証とボトルネックの分析を踏まえて、総合的な普及策を提示することが必要である。その際、クラウドソーシングといった新しい働き方の普及も含めて検討し、結論を得る。
- 具体的には、使用者・労働者とも、雇用管理面からの課題・不安等を指摘していることから、関係府省庁で連携し、モデル実証等による好事例の把握・周知等を行いながら、時間や場所にとらわれない働き方である「良質なテレワーク」の普及拡大等に取り組む。
- 地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の実情や企業のニーズを踏まえつつ、モデルケースの検証を行い、ふるさとテレワークを推進する。
- ICT 基盤の未整備地域において、サテライトオフィス、テレワーク等の実施が可能となるよう、基盤整備を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○企業や雇用の地方への流れを促進するため、サテライトオフィスや遠隔雇用に関する検証を行い、ふるさとテレワークを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○モデルケースの検証を踏まえ、ふるさとテレワークの普及・展開に向けた支援を実施 ○地方都市等の活性化に資するテレワーク展開拠点などのサテライトオフィスの整備に向けたモデル実証を実施 ○バーチャルオフィスなどの新たな就労形態の実現のための実証を実施 ○テレワークに対する助成措置について、サテライトオフィスを助成対象に追加 ○終日在宅での就業を可能とするテレワークモデルの構築に向けた実証を実施 ○超高速ブロードバンド基盤整備及び携帯電話のエリア整備を実施 ○クラウドソーシング事業者と利用者の出会いの場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○モデルケースの検証を踏まえ、ふるさとテレワークの普及・展開に向けた支援 ○実証結果を踏まえ、有識者、関係府省庁により、地域の特性に応じたサテライトオフィスの普及に向けた支援を実施 ○テレワークモデルの構築・本格的普及 ○超高速ブロードバンド基盤整備及び携帯電話のエリア整備を実施
2020 年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー：全労働者数の 10%以上（2013 年度 4.5%） また、国家公務員のテレワークの比率についても、政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す ○テレワーク導入企業数：2012 年度比 3 倍（2012 年度 11.5%） 		

(2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

① 知の拠点としての地方大学強化プラン（地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進）

●現在の課題

○地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえない。

●必要な対応

○地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地方課題の解決に貢献する取組を促進することが必要である。

○地方の大学が、地元の地方公共団体や企業等と連携し、それぞれの地域の未来を担う人材を育成し、地元に着定する取組を推進する。

○地域の課題解決や地域人材育成に取り組む大学に対する評価及びその取組を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
	○地域社会経済の活性化や地域医療に大きく貢献する大学等の教育研究環境の充実を図る	○地元の地方公共団体や企業等と連携し、地域課題の解決に取り組む大学を評価し、その取組を推進 ○地域貢献を重視する地域活性化の中核的拠点としての機能等の強化を図る地方国立大学の取組を推進 ○経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進等	○地方貢献に資する大学等の取組を更に進めていく ○地域活性化の中核となる国立大学の第3期中期目標期間（2016年度～2021年度）の評価に地域貢献の視点を取り入れる ○大学の地域貢献に対する評価と資源配分の連動性の確保等
2020年KPI （成果目標）	○大学と地域の企業等（同一県内企業や地方公共団体）との共同研究件数を7,800件まで高める（2013年度5,762件） ○大学と地域の企業等との共同研究による特許出願数を大幅に増加させる ○各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する		

(2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

② 地元学生定着促進プラン（地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進）

●現在の課題

- 地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出しており、その要因には、魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことがある。
- 学校と地域が協働した地域資源を生かした教育活動や、地域を理解し愛着を深めるための教育に関する取組には、地域によって差があり、必ずしも十分とはいえない状況にある。また、地域の伝統文化や産業の伝承等の担い手等が不足している。

●必要な対応

- 卒業後の進路として地方を選択する大学生等の増加を図るため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着の取組や地方の魅力を体験できる取組を推進する。
- 地方大学等への進学、地元企業への就職等を促進するため、中堅・中小企業によるインターンシップ受入れの拡大を含む地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を促進する。
- 地方の学生が都市部の大学の授業を受けられるよう、ICTを活用した各大学の取組を推進する。
- 大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について、資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。
- 郷土の歴史や人物等を採り上げた地域教材の作成支援等により、地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する。
- 全ての小・中学校区において学校と地域が連携・協働する体制を構築し、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進める。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容		<p>○地域への若者定着を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の地域産業の担い手となる若者を対象とした、地元産業界や地方公共団体が協力して行う奨学金返還を支援する取組の支援 ・地方公共団体と大学等が協働して行う雇用創出・若者定着に向けた取組に対する支援を総務省と文部科学省が連携して一体的・重点的に支援 <p>○都市部の大学生等が地方の魅力を実体験できる取組を推進</p> <p>○学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を推進 等</p>	<p>○事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善</p>
2020 年 KPI (成果目標)	<p>○地方における自県大学進学者の割合を平均で 36%まで高める（2013 年度全国平均 32.9%）</p> <p>○地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で 80%まで向上（2012 年度全国平均 71.9%）</p> <p>○全ての小・中学校で地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する</p> <p>○全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する</p>		

(2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

③地域人材育成プラン（大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成）

●現在の課題

○地域の企業や地域社会の求める人材ニーズが多様化するとともに、地元企業に就職しない若者が多く、また地域産業を自ら生み出す人材が不足している状況にあるなど、地域における人材育成には様々な課題がある。

●必要な対応

○大学等において、地元の地方公共団体や企業等と連携し、それぞれの地域の未来を担う人材を育成し、地元に着住する取組を推進するとともに、産学連携による実践的プログラムの開発や教育体制の確立等により、地域産業を担う高度な地域人材を育成する。

○高等専門学校における実践的・創造的な技術者の養成を推進するとともに、専修学校、専門高校における、地域の大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究など職業教育を充実し、地域産業を担う高度な専門的職業人の育成を促進する。

○地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

○実践的な英語教育など大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダー育成や外国人留学生の受入れのための取組を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○地元の地方公共団体や企業等と連携して地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学の取組を推進 ○地域産業の振興を担う人材の育成に取り組む高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進 ○専門高校等において、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る ○一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開くための制度改正を行う ○官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等）の実施 ○地域における留学生交流の促進 ○国際バカロレアの普及拡大 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善 ○一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開く制度の施行 等
2020 年 KPI （成果目標）		<ul style="list-style-type: none"> ○大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める（2013 年度 39.6%） ○国際バカロレア認定校等を 2020 年までに 200 校以上に増やす（2014 年 33 校 ※候補校を含む） 	